

第1回学習支援事業業務委託事業者審査選定委員会

会議録

開催日時	書面開催 提出期限令和8年1月26日(月)
開催場所	書面開催
議題	1 委員長、副委員長の選任について 2 審査について 議案1 学習支援事業業務委託プロポーザル募集要項(案)について 議案2 学習支援事業業務委託仕様書(案)について 議案3 学習支援事業業務委託事業プロポーザル方式審査項目(案)について 議案4 学習支援事業業務委託事業プロポーザル方式採点表(案)について 3 その他
出席者	委員 上田氏、重松氏、浜田氏、保田部長、垣見部長
	事務局 子ども未来部子ども育成課
開催形態	非公開：奈良市情報公開条例第29条
担当課	子ども未来部 子ども育成課
議事の内容	
1 委員長、副委員長の選任について	立候補不在のため事務局が重松委員を委員長として提案し、他委員の承認を得た。その後、委員長の指名により副委員長に浜田委員が選定された。
2 審査について	事務局より、資料について一通り説明した後、委員の意見を求めた。 議案1 学習支援事業業務委託プロポーザル募集要項(案) 議案2 学習支援事業業務委託仕様書(案) 議案3 学習支援事業業務委託事業プロポーザル方式審査項目(案) 議案4 学習支援事業業務委託事業プロポーザル方式採点表(案)
3 その他	学習支援事業スケジュールについて 事務局より、今後のスケジュールの内容について説明した。

〔質疑・意見の要旨〕

【令和6・7年度の事業について】

・講師との相性が原因という退会理由があるが、講師の変更等は難しいのだろうか？

→担当事業者を確認したところ、最初に保護者の方を通じて相談があり、何度か講師を変更してみたのですが結局退会された、とのことであった。

【令和8年度の募集及び審査について】

・以下の事務局案について了承を得た。

令和8年度は会場数・定員・内容等については令和7年度に準拠したものを検討しており、その中で2点のみ変更を行う。

- ① 春日会場のみ2月から秋頃まで改修工事があるため今年度会場の中部公民館から生涯学習センターへ変更を行う。
- ② 物価高騰に伴い委託料の上限を15名定員の4会場は15万円、10名定員の1会場は10万円増額する。

・生成AIの利活用について、可能なら学習の自立の視点から、何らかに触れる必要はないか。

→各会場の委託仕様書において、活用上の留意点や可能性について一文程度追記するかたちで修正を実施する。

・仕様書において2ページ目の1行目にある「勉強方法」は「学習方法」のほうが適切ではないか。同じく「教授」は「指導」のほうが適切ではないか。

→修正を実施する。

・審査項目および採点表において、評価業務に関する項目の審査基準1 適格性「・課題を的確にとらえ分析できるか」は「・課題を的確にとらえ分析できているか」の方が適切ではないか。

→修正を実施する。

・日本版DBSに関わり「ガイドライン事項の主な論点①（制度対象）」を参照し、今回事業者の対象の有無と照合にかかわる手続きについて明確にしておく必要がある。併せて上記内容に関わり誓約書にDBS対応の承諾が必要となる場合があるので記載内容の確認がいるのでないか

→日本版DBSについて、施行が令和8年12月予定であり、現時点では認定手続きの詳細等が未定であること、学校や保育所は義務であるが、学習塾や放課後事業の

運営事業者については認定を受ければ照合可能という任意枠であること等を鑑み、様式 3：プロポーザル募集要項に一部追記を実施する。誓約書の承諾等については採用した団体の認定予定の有無に合わせて契約書の内容変更や追加の添付様式で対応できればと考えている。

・「生徒の希望や相性に応じて、担当講師の変更ができるようにすること。」に関わり定期的に状況を把握するなど変更の機会や状況の把握する手立てが必要ではないか。

→現時点で毎月の月次報告は必須だが、講師変更の周知については定めていなかったため各仕様書に変更が発生した際は市に報告する旨を追記する。

・受講する児童生徒の継続性や主体性をどのように確保するかが、指導者として重要なため途中継続になる児童生徒への対応や改善策など過去の事例や実績から事業者がしっかり検証できているか見極める必要があると考える。

→形式的な書面回答のみでは実態の把握が困難であると考え、プレゼンテーション時の質疑事項として委員から質問していただく形をとり、「心理的安全性の確保・地域の居場所づくり」「アフターケア・継続性機能」「類似業務の実績」等の項目の採点に反映するのが望ましいと考えている。

・委託仕様書について、一定水準以上の専門性や指導経験を有する指導者を配置すること等学習指導の質についての記載があってもいいのではないか。

→現状の仕様書には既に「学習及び心理に関するコーディネーターを設置し、適切な支援を行うことができるよう調整を行うこと。」という項目がある。指導者の専門性は極めて重要だが、居場所+学習支援を目的としている当事業においては勉強が苦手な子や不登校傾向の子も含まれている。今回は多様な人材の参入を可能としつつ、現場での指導の質を一定以上に保つため、仕様書の『研修』に関する規定を強化する形で修正する。

【その他】

・数年同じ事業者固定しつつあるので、新規事業者の応募を期待して幅広く周知する必要がある。

→夏ごろに学習支援等自治体事業の実績があるというダイレクトメールが別事業者から届きましたので連絡を行う予定。他の周知方法についても検討していく。

・事業開始後、日本版 DBS の対象の有無に関わらず、子どもと接する指導者等の名簿や履歴書などの確認はしておいた方がいいと思う。

→提供する事業者はあるものの現状必須ではないので、見直しを検討する。

資 料	<p>要旨</p> <p>資料① 学習支援事業業務委託事業者審査選定委員会委員名簿</p> <p>資料② 学習支援事業業務委託事業者審査選定委員会設置要領</p> <p>資料③ 学習支援事業業務委託プロポーザル募集要項（案）</p> <p>資料④ 学習支援事業業務委託仕様書（案）</p> <p>資料⑤ 学習支援事業業務委託事業プロポーザル方式審査項目 （案）</p> <p>資料⑥ 学習支援事業業務委託事業プロポーザル方式採点表（案）</p> <p>資料⑦ 学習支援事業業務委託事業スケジュール（予定）</p> <p>資料⑧ 学習支援事業実績報告</p>
--------	--